

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察公有財産管理規程及び香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月7日

香川県警察本部長 岡 本 慎 一 郎

香川県警察公有財産管理規程及び香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

(香川県警察公有財産管理規程の一部改正)

第1条 香川県警察公有財産管理規程(平成12年香川県警察本部告示第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(財産管理責任者等) 第3条 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政財産の区分</th><th>財産管理責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>待機宿舎</td><td>当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 略	行政財産の区分	財産管理責任者	略		待機宿舎	当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)	略		(財産管理責任者等) 第3条 警察本部長が所管する行政財産の管理を分掌させるため、財産管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる行政財産に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政財産の区分</th><th>財産管理責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>待機宿舎</td><td>当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、<u>多肥待機宿舎</u>、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 略	行政財産の区分	財産管理責任者	略		待機宿舎	当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、 <u>多肥待機宿舎</u> 、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)	略	
行政財産の区分	財産管理責任者																
略																	
待機宿舎	当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)																
略																	
行政財産の区分	財産管理責任者																
略																	
待機宿舎	当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎(うしお北待機宿舎、 <u>多肥待機宿舎</u> 、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。))にあっては、会計課長)																
略																	

(香川県警察公舎等管理規程の一部改正)

第2条 香川県警察公舎等管理規程(平成12年香川県警察本部告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理責任者) 第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署の管轄区域内に所在する公舎等(うしお北待機宿舎を除く。))及び香川県高松南警察署	(管理責任者) 第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長(香川県高松北警察署の管轄区域内に所在する公舎等(うしお北待機宿舎を除く。))及び香川県高松南警察署

の管轄区域内に所在する公舎等（ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあつては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。

の管轄区域内に所在する公舎等（多肥待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあつては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行する。